

(第1)

(裁判所時報掲載予定)

最高裁総三第 48 号

(訟いー1)

平成16年 2 月 27 日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 竹 崎 博 允

「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の
一部改正について (通達)

平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配
に関する事務の取扱いについて」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 別表第1の7の項を削り、同8の項を同7の項とし、同9の項から同36の項
までを1項ずつ繰り上げ、同37の項中「161」の次に「, 188」を加え、
同37の項を同36の項とし、同38の項から同41の項までを1項ずつ繰り上
げ、同40の項の次に次のように加える。

41 財産開示事件	民執法197	財	チ	〃	財産開示事件簿
-----------	--------	---	---	---	---------

- 2 別表第1の56の(3)の項中「194」の次に「, 203」を加え、同(5)
の項中「保全処分」を「保全処分等」に、「民執法55Ⅰ, Ⅱ, 68の2Ⅰ, 7
7Ⅰ, 121, 187の2Ⅰ, Ⅱ, 188, 189」を「民執法55Ⅰ, 55の

2, 68の2Ⅰ, Ⅳ, 77Ⅰ, Ⅱ, 121, 187Ⅰ, Ⅴ, 188, 189」に
 改め, 同(6)の項中「保全処分」を「保全処分等」と改め, 「民執法55Ⅳ,
 68の2Ⅲ, 77Ⅱ, 121, 187の2Ⅳ, Ⅴ, 188, 189」を「民執法
 55Ⅴ, 68の2Ⅲ, 77Ⅱ, 121, 187Ⅳ, Ⅴ, 188, 189」に改め,
 同(48)の項を同(50)の項とし, 同(30)の項から同(47)の項まで
 を2項ずつ繰り下げ, 同(29)の項中「執行雑事件簿」を「〃」に改め, 同
 (29)の項を同(31)の項とし, 同(28)の項を同(29)の項とし, 同
 (29)の次に次のように加える。

(30) 動産競売開始の 許可の申立て	民執法190Ⅱ		〃		〃	執行雑事件簿
------------------------	---------	--	---	--	---	--------

3 別表第1の56の(27)の項中「〃172Ⅰ」の次に「, 173Ⅰ」を加え,
 同(27)の項を同(28)の項とし, 同(11)の項から同(26)の項まで
 を1項ずつ繰り下げ, 同(10)の項中「98Ⅱ」の次に「, 188」を加え,
 同(10)の項を同(11)の項とし, 同(9)の項中「98Ⅰ」の次に「, 1
 88」を加え, 同(9)の項を同(10)の項とし, 同(8)の項を同(9)の
 項とし, 同(7)の項を同(8)の項とし, 同(6)の項の次に次のように加え
 る。

(7) 内覧実施命令の 申立て	民執法64の2Ⅰ		〃		〃	〃
--------------------	----------	--	---	--	---	---

4 別表第1の56の項を同57の項とし, 同55の項を同56の項とし, 同54
 の(2)の項中「19」の次に「, 20の2Ⅰ, Ⅱ, 132の5Ⅱ」を加え, 「

「人訴法8
 人訴法1ノ2」を 仲裁法5Ⅲ, 44に改め, 同(112)の項を同(113)
~~44Ⅲ, 46Ⅴ~~

の項とし, 同(33)の項から同(111)の項までを1項ずつ繰り下げ, 同(32)の項の記録符号欄の地裁欄中「〃」を「モ」に改め, 同(32)の項を同(33)の項とし, 同(31)の項中「人訴法3」を「人訴法13」に改め, 同

(31)の項の記録符号欄中「Ⅱ」を削り、同(31)の項を同(32)の項とし、同(30)の項を削り、同(29)の項を同(31)の項とし、同(22)の項から(28)の項までを2項ずつ繰り下げ、同(21)の項を同(22)の項とし、同(22)の項の次に次のように加える。

(23) 訴えの提起前における証拠収集処分の申立て	民訴法132の4		Ⅱ		Ⅱ		Ⅱ
---------------------------	----------	--	---	--	---	--	---

5 別表第1の54の(20)の項を同(21)の項とし、同(19)の項の次に次のように加える。

(20) 専門委員に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法92の6, 23,24	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ
-------------------------	----------------	---	---	---	---	--	---

6 別表第1の54の項を同55の項とし、同53の項の次に次のように加える。

54 仲裁関係事件	仲裁法12,16,17, 19,20,23,35 I, 4 I, 46 I		仲		申立書	仲裁関係事件簿
-----------	---------------------------------------	--	---	--	-----	---------

7 別表第5を別紙のように改める。

付 記

1 実施

この通達は、平成16年4月1日から実施する。ただし、この通達の記4の定めのうち、¹⁴仲裁法に係る部分及び別表第1の54の(30)の項を削る部分並びに記6の定めは、平成16年3月1日から実施する。

2 経過措置

(1) 仲裁法(平成15年法律第138号)の施行前に開始した仲裁手続に関して裁判所が行う手続(仲裁判断があった後に開始されるものを除く。)については、なお従前の例による。

(2) 人事訴訟法(平成15年法律第109号)の施行の際現に係属している人事訴訟事件又はその目的と同一の身分関係の形成若しくは存否の確認を目的とす

る請求に係る人事訴訟事件であつて地方裁判所に訴えが提起されたものについて、なお従前の例による。

(別紙)

別表第5 (家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件)

事 件 の 種 類	基 本 法 条	記録符号	事件番号の付け方の基準となるもの	事 件 簿
1 家事審判事件	家審法 9,26, 附則 家審規 4	家	次の内訳表のとおり	家事審判事件簿

内訳表

(甲類)			事件本人
(1) 後見開始の審判及びその取消し (家審法 9 条 1 項 甲類 1 号)			
(2) 保佐開始の審判, その取消しその他の保佐に関する処分 (〃 2 号)			〃
(3) 補助開始の審判, その取消しその他の補助に関する処分 (民法17条 3 項による場合を除く。)(〃 2 号の 2)			〃
(4) 不在者の財産の管理に関する処分 (〃 3 号)			不在者
(5) 失踪の宣告及びその取消し (〃 4 号)			〃
(6) 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任 (〃 5 号)			子
(7) 子の氏の変更についての許可 (〃 6 号)			〃
(8) 養子をするについての許可 (〃 7 号)			養子となる者
(9) 未成年後見人となるべき者の選任 (〃 7 号の 2)			養子
(10) 離縁をするについての許可 (〃 8 号)			養子又は亡養子。ただし, 亡養親又は養親が 2 人の場合は 2 件
(11) 特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分 (〃 8 号の 2)			養子となる者又は養子
(12) 懲戒に関する許可その他の処分 (〃 9 号)			子
(13) 利益相反行為についての特別代理人の選任 (〃 10 号)			子
(14) 財産管理者の選任その他の財産の管理に関する処分 (〃 11 号)			被後見人
(15) 親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消し (〃 12 号)			子

		件本人が2人の 場合は2件
(16)	親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可 (〃 13 号)	〃
(17)	後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補 助監督人の選任（民法 843 条 1 項、876 条の 2 第 1 項及び 876 条の 7 第 1 項による場合を除く。） (〃 14 号)	被後見人 被保佐人 被補助人
(18)	後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補 助監督人の辞任についての許可 (〃 15 号)	後見人 後見監督人 保佐人 保佐監督人 補助人 補助監督人
(19)	後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補 助監督人の解任 (〃 16 号)	後見人 後見監督人 保佐人 保佐監督人 補助人 補助監督人
(20)	財産目録の調製の期間の伸長 (〃 17 号)	後見人
(21)	数人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、 補助人又は補助監督人の権限行使についての定め及びその取 消し (〃 18 号)	成年被後見人 被保佐人 被補助人
(22)	成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処 分についての許可 (〃 19 号)	成年被後見人 被保佐人 被補助人
(23)	後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補 助監督人に対する報酬の付与 (〃 20 号)	後見人 後見監督人 保佐人 保佐監督人 補助人 補助監督人
(24)	後見、保佐又は補助の事務の報告、財産目録の提出、当該 事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の当該事務に 関する処分 (〃 21 号)	被後見人 被保佐人 被補助人

(25)	管理計算の期間の伸長	(「 22 号)	後見人 保佐人 補助人
(26)	臨時保佐人又は臨時補助人の選任	(「 22 号の 2)	被保佐人 被補助人
(27)	遺産の管理に関する処分	(「 23 号)	被相続人
(28)	相続の承認又は放棄の期間の伸長	(「 24 号)	期間伸長の対象 となる相続人
(29)	相続財産の保存又は管理に関する処分	(「 25 号)	被相続人
(30)	相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理	(「 25 号の 2)	申述人
(31)	相続の限定承認の申述の受理	(「 26 号)	被相続人
(32)	鑑定人の選任	(「 27 号)	「
(33)	相続の放棄の申述の受理	(「 29 号)	申述人
(34)	相続財産の分離に関する処分	(「 30 号)	被相続人
(35)	相続財産の管理に関する処分	(「 31 号)	「
(36)	相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理に関する処分	(「 32 号)	「
(37)	相続財産の処分	(「 32 号の 2)	申立人
(38)	遺言の確認	(「 33 号)	確認の対象となる 遺言
(39)	遺言書の検認	(「 34 号)	検認の対象となる 遺言書。ただし、封書の場合 は封書
(40)	遺言執行者の選任	(「 35 号)	執行の対象となる 遺言書
(41)	遺言執行者に対する報酬の付与	(「 36 号)	遺言執行者
(42)	遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可	(「 37 号)	「
(43)	遺言の取消し	(「 38 号)	負担付遺贈
(44)	遺留分の放棄についての許可	(「 39 号)	申立人
(45)	任意後見契約法 4 条 1 項、4 項及び 5 項による任意後見監督人の選任	(家審法 9 条 2 項)	任意後見契約
(46)	任意後見契約法 7 条 3 項による報告の徴収、調査命令その		「

他任意後見監督人の職務に関する処分	(〃)	
(47) 任意後見契約法 7 条 4 項において準用する民法 844 条による任意後見監督人の辞任についての許可	(〃)	任意後見監督人
(48) 任意後見契約法 7 条 4 項において準用する民法 846 条による任意後見監督人の解任	(〃)	〃
(49) 任意後見契約法 7 条 4 項において準用する民法 859 条の 2 第 1 項及び第 2 項による数人の任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	(〃)	任意後見契約
(50) 任意後見契約法 7 条 4 項において準用する民法 862 条による任意後見監督人に対する報酬の付与	(〃)	任意後見監督人
(51) 任意後見契約法 8 条による任意後見人の解任	(〃)	任意後見人
(52) 任意後見契約法 9 条 2 項による任意後見契約の解除についての許可	(〃)	任意後見契約
(53) 戸籍法 107 条 1 項による氏の変更についての許可	(〃)	申立書。ただし、戸籍法 107 条 4 項により準用される場合は申立人
(54) 戸籍法 107 条の 2 による名の変更についての許可	(〃)	申立人
(55) 戸籍法 110 条 1 項による就籍についての許可	(〃)	〃
(56) 戸籍法 113 条又は 114 条による戸籍の訂正についての許可	(〃)	事件本人。ただし、事件本人が 2 人以上でも訂正原因が共通のものは 1 件
(57) 戸籍法 118 条による市町村長の処分に対する不服	(〃)	不服の対象である処分
(58) 戸籍法 138 条 2 項による戸籍届出の委託の確認	(〃)	確認の対象となる事項
(59) 児童福祉法 28 条の事件	(〃)	児童
(60) 生活保護法 30 条 3 項の事件	(〃)	被保護者
(61) 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律 20 条 2 項の事件	(〃)	精神障害者
(62) 破産法 68 条 1 項後段の事件	(〃)	子。ただし、事件本人が 2 人の

(63) 破産法 345 条の事件 (")				場合は 2 件 被相続人
(乙類)				
(1) 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分 (家審法 9 条 1 項乙類 1 号)				申立書
(2) 財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分 (" 2 号)				"
(3) 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分 (" 3 号)				"
(4) 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分 (" 4 号)				子
(5) 財産の分与に関する処分 (" 5 号)				申立書
(6) 権利の承継者の指定 (" 6 号)				"
(7) 親権者となるべき者の指定 (" 6 号の 2)				養子
(8) 親権者の指定又は変更 (" 7 号)				子
(9) 扶養に関する処分 (" 8 号)				扶養権利者
(10) 推定相続人の廃除及びその取消し (" 9 号)				推定相続人
(11) 寄与分を定める処分 (" 9 号の 2)				申立人
(12) 遺産の分割に関する処分 (" 10 号)				被相続人
(13) 生活保護法 77 条 2 項の事件 (家審法 9 条 2 項)				申立書
(14) 破産法 68 条 1 項前段の事件 (")				"
2 家事調停事件	家審法 11, 17, 18, 19 附則 家審規 4	家イ	(1) 乙類審判事項に関する申立てについては、乙類審判事項の場合と同じ。ただし、次の(2)又は(3)の申立てに付随して申し立てられているものについては、事件番号を付	家事調停事件簿

			けない。 (2) 家審法23 条に掲げる 事項に關す る申立てに ついては、 確認又は形 成の対象と なる身分關 係 (3) (1)及び(2) 以外の家庭 に關する申 立てについ ては、申立 書、調停に 付する決定 書、移送決 定書等（た だし、1通 の申立書等 に離婚及び 離縁の申立 てが含まれ ている場合 は2件）	
3 人事訴訟事件 受理区分例 訴えの提起 反訴の提起 （その他の受理区分 例の事件の種類及び 事件番号の付け方の 基準は別表第1の通 常訴訟事件に準ずる	人訴法 4,5,6 " 18	家ホ	訴状 "	人事訴訟事件簿

。)				
4 通常訴訟事件	民訴法 133 人訴法 17 II	家へ	訴状	民事通常訴訟事件簿
5 家事抗告提起事件	家審法 14 家審規 4 の 2 民執法 10 民保法 41 民訴法 328, 331 , 286 〃 336, 327, 314 非訟 20 等	家ニ	抗告状	家事抗告提起事件簿
6 民事控訴提起等事件 受理区分例 控訴提起 飛躍上告提起 飛躍上告受理申立て	民訴法 281,286, 293 I, III 〃 311 II, 314 〃 318,311 II, 314	家ト	控訴状 附帶控訴状 上告状 附帶上告状 申立書	民事控訴提起等事件簿
7 民事再審事件	民訴法 338,349 民執法 10 民保法 41 等	家チ	訴状 申立書	民事再審事件簿
8 保全命令事件	人訴法 30 民保法 13	家リ	申立書	保全命令事件簿
9 家事共助事件	家審規 7, 136 の 3, 137, 143 の 3 民訴法 89, 185	家ハ 〃	嘱託書 〃	家事共助事件簿 〃 (訴訟事件等に関する事件簿)

10 家事雑事件				
(1) 裁判官に対する 除斥又は忌避の申 立て	家審法 4 民訴法 23, 24	家口	申立書	家事雑事件簿
(2) 参与員に対する 除斥又は忌避の申 立て	家審法 4 民訴法 23, 24	〃	〃	〃
(3) 裁判所書記官に 対する除斥又は忌 避の申立て	家審法 4 民訴法 27, 23, 24	〃	〃	〃
(4) 審判前の保全処 分を取り消す審判 における原状回復 の申立て	家審法 15 の 3 民保法 33	〃	〃	〃 (審判前の保全 処分に関する事 件簿)
(5) 財産の管理者の 権限外行為許可の 申立て	家審法 15 の 3, 16 民法 28	〃	〃	〃 (〃)
(6) 財産の管理者に 対する報酬付与の 申立て	家審法 15 の 3, 16 民法 29	〃	〃	〃 (〃)
(7) 履行勧告の申出	家審法 15 の 5	〃	申出書	家事雑事件簿
(8) 履行命令の申立 て	〃 15 の 6	〃	申立書	〃
(9) 審判告知後の手 続の受継の申立て	家審規 15, 131	〃	〃	〃
(10) 審判前の保全処 分等の執行の停止 又は執行処分の取 消しの申立て	〃 15 の 3, 15 の 4	〃	〃	〃 (審判前の保全 処分に関する事 件簿)
(11) 審判前の保全処 分の取消しの申立 て	〃 15 の 4	〃	〃	〃 (〃)
(12) 財産の管理者の 選任等の申立て	〃 23 I, 30 I, 30 の 8 I, 106,	〃	〃	〃 (〃)

	47, 48 特家審規 25			
(13) 財産の管理者の後見等を受けるべきことを命ずる処分の申立て	家審規 23 II, 30 II, 30 の 8 II	〃	〃	〃 (〃)
(14) 不在者の財産等の管理に関する処分の取消しの申立て	〃 37, 68, 90, 102, 118	〃	〃	家事雑事件簿
(15) 仮差押え, 仮処分その他の保全処分の申立て	〃 52 の 2, 51, 56, 61, 70, 72, 95, 46, 106, 47, 48 特家審規 25	〃	〃	〃 (審判前の保全処分に関する事件簿)
(16) 養子となるべき者の監護者選任の申立て	家審規 64 の 5	〃	〃	〃 (〃)
(17) 親権者, 管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て	〃 64 の 5, 64 の 12, 74, 70, 72, 86, 92 II, 93 III, 126 特家審規 3 の 9 III, 3 の 10, 27	〃	〃	〃 (〃)
(18) 遺産の競売又は換価を命ずる審判の取消しの申立て	家審規 106, 119 の 6, 15 の 4	〃	〃	家事雑事件簿
(19) 遺産の分割禁止の取消し又は変更の申立て	〃 112	〃	〃	〃
(20) 審判の取消し又は変更の申立て	非訟法 19	〃	〃	〃
(21) 特別代理人選任の申立て	民訴法 35	〃	〃	〃
(22) 裁判所書記官の	〃 121	〃	〃	〃

処分に対する異議の申立て				
(23) 鑑定人忌避の申立て	〃 214	〃	〃	〃
(24) 審判又は調停調書の更正の申立て	〃 257	〃	〃	〃
(25) 執行文の付与の申立て	民執法 26	〃	〃	〃
(26) 事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て	〃 27 民保法 46	〃	〃	〃
(27) 執行文の再度付与等の申立て	民執法 28 民保法 46	〃	〃	〃
(28) 執行文の付与等に関する異議の申立て	民執法 32 民保法 46	〃	〃	〃
(29) 代替執行の申立て	民執法 171	〃	〃	〃
(30) 間接強制の申立て	〃 172,173	〃	〃	〃
(31) 過納手数料等の還付決定の申立て	民訴費用法 9, 10	〃	〃	〃
(32) 過納手数料等の還付処分の申立て	民訴費用法 9, 10	〃	〃	〃
(33) 審判前の保全処分の申立てに関連する申立てで民事雑事件に該当するもの		〃	〃	〃
(34) 審判前の保全処分の執行の申立て, 代替執行の申立て又は間接強制の申立てに関連する		〃	〃	〃

申立てで執行雑事件に該当するもの				
(35) 移送の申立て	人訴法 7,8	〃	〃	〃 (訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿)
(36) 参与員に対する除斥又は忌避の申立て	〃 10	〃	〃	〃 (〃)
(37) 制限能力者の訴訟代理人選任の申立て	〃 13	〃	〃	〃 (〃)
(38) 履行勧告の申出	〃 38	〃	申出書	〃 (〃)
(39) 履行命令の申立て	〃 39	〃	申立書	〃 (〃)
(40) 人事訴訟事件, 通常訴訟事件又は保全命令事件に関連する申立てで民事雑事件に該当するもの		〃	〃	〃 (〃)
(41) 人事訴訟事件, 通常訴訟事件又は保全命令事件に関連する申立てで執行雑事件に該当するもの		〃	〃	〃 (訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿)

(注) 家事雑事件の差戻し, 移送等の場合における事件番号の付け方の基準は, 別表第 1 の通常訴訟事件に準ずる。